

平成22年度経営計画

高知県信用保証協会

1. 業務環境

(1) 高知県の景気動向

わが国の経済は、平成20年秋の米国に端を発した金融危機以降、世界的な景気後退の中で急速に悪化したが、国内外の経済対策の効果もあり、持ち直しの動きが見られる。しかしながら、デフレの拡大や雇用情勢等の厳しさから依然として厳しい状況が続いている。こうした中、県内景況は自動車、家電は政府経済対策の効果から高水準の販売が続いている。その他の消費は家計の根強い節約・低価格志向の下で、弱めの動きが続いている。

(2) 中小企業を取り巻く環境

観光関連業種は高速道路料金の週末引下げや大河ドラマ「龍馬伝」放送開始の効果などから堅調な動きとなっている。製造業の生産は、横這いとなっている業種も多く、持ち直しのペースは鈍化している。この間企業金融は、製造業では改善の動きがみられているが、非製造業では売上の減少等からなお厳しさを増す先も多く、全体としては引続き厳しい状況にある。もっとも金融機関は景気対応緊急保証制度の活用や貸出条件の見直しといった方法の採用を含め、企業を支える姿勢を維持しており、倒産は抑制された状況が続いている。

2. 業務運営方針

このような状況の中、当協会の業務運営方針としては、引続き「経営に努力する中小企業者の真のサポート」を基本とし、国及び地方公共団体の施策に即応し、景気対応緊急保証等各種政策保証の推進や条件変更・借換申込への迅速な対応により、厳しい経営環境におかれている中小企業者の資金繰りの安定化と多様化する資金ニーズに迅速かつ的確に応えていくとともに、金融機関をはじめ関係機関とも連携・協力して十分な期中管理に努める。

また、公的保証機関として「顔の見える保証協会」を目指すため、各種の懇談会やインターネット等を通じた広報活動に引続き積極的に取り組むとともに、情報公開に努める。

なお、これまで企業再生支援に注力してきたが、その効果はやや薄く、平成22年度から経営支援が具体的に実行できる組織を編成する。さらに常勤監事による経営管理態勢の強化、コンプライアンス体制の充実・強化、顧客サービスの一層の充実を図るなど、中小企業者の良きパートナーとして、「信頼される協会」づくりに引続き取り組むこととする。

3. 重点課題

【保証部門】

(1) 景気対応緊急保証制度の推進

① 景気対応緊急保証制度を金融機関等関係機関との連携を密にし、円滑な運営を

図り、更なる推進に努める。

(2) 条件変更の協力や借換制度の推進

既往取引先の資金繰り緩和のため、条件変更への協力や借換制度の推進を図る。

(3) 流動資産担保融資制度の更なる推進

資金調達の円滑化・多様化を図るために不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された「流動資産担保融資保証制度」については、引続き利用促進に取り組む。

(4) 経営支援・再生支援に注力

① 中小企業診断士を構成メンバーとして新たに「経営支援室」を設置し、経営支援の具体例を積み重ね、体制整備に向けて取り組むとともに、引続き再生支援協議会との連携強化により、持ち込み案件の再生に向けた迅速な対応を図る。

② 中小企業経営診断システム(MS S)を活用し、支援体制の整備・充実に努める。

(5) 職員の目利き能力の向上

① 「信用調査検定プログラム」等連合会研修への参加や現地・面談調査の拡充等を通じて人材を養成する。

【期中管理部門】

(1) 大口保証先の毎期決算書徴求による業況把握

保証債務残高1億円以上の保証先については、金融機関を通じて毎期決算書の徴求に努めるとともに、業況悪化先については、取引金融機関と改善に向けた情報交換を行う。

(2) 金融機関との連携強化による企業実態の把握

① 地元四金融機関については、本部管理部門と問題点等について情報・意見交換会を開催し、適正な期中管理の周知徹底を図る。

② 大口事故先等については、個別に営業店を訪問し、情報交換・収集により実態把握に努め、返済条件の緩和による調整など、適正な期中管理に努める。

③ 金融機関との勉強会を随時開催し、期中管理や事務手続き上の問題点等について周知を図る。

(3) 被保証人等の実態把握及び資産調査の強化

① 金融機関と連携を密にして被保証人等の企業実態の把握に努め、大口案件(1億円以上)及び必要性が認められる案件については、面談調査、現地訪問を行い、資産調査は原則全件を対象に実施する。

② 大口事故先等については、予め管理回収担当者を定め、期中管理担当者と連携して交渉にあたるなど、早期回収に努める。

③ 回収の長期化が見込まれる先や不誠実先等については、資産調査に基づき、担保提供の交渉や求償権の事前行使等により保全措置を講じる。

【回収部門】

(1) 早期回収着手

- ① 代位弁済直後に設定した管理回収方針に基づき、早期の回収に着手する。
- ② 担保付求償権については、任意処分可能な物件は、不動産業者等の活用により早期処分を行うとともに、それ以外の物件については、速やかに競売申立を行う。

(2) 回収目標額の設定及び管理の徹底

- ① 担当者ごとの年間回収目標額を設定し、その進捗管理を徹底する。また、担保付求償権が長期間放置されないよう「求償権担保状況管理表」により、物件処分等の進捗管理に努める。
- ② 目標達成のため、毎月の回収計画、行動計画等を定め、現地訪問等による弁済交渉、夜間督促、現地集中管理等を実施するとともに、原則として毎月定例会を開催し、その検証を行う。

(3) 管理回収業務の効率化の推進

- ① 回収困難と分類された求償権約600件について、債務者等の現況を把握のうえ、回収困難と判断されるものについて管理事務停止措置を推進する。また、既に管理事務停止の求償権については、求償権整理を促進し、管理業務の効率化を図る。
- ② 古い求償権については、債務者等の高齢化により弁済能力の低下が著しいことから、状況に応じて損害金の大幅減免による一括回収や一部弁済による保証人の保証債務免除等により、回収の最大化に努める。
- ③ 不動産担保処分には専門的な知識を必要とすることも多く、宅地建物取引主任の免許取得のための職員養成に努める。

(4) サービサーを活用した回収の充実・強化

サービサーへの適切な求償権の委託を行い、協会の回収方策と同様に管理回収の効率化・最大化を図る。

【間接部門】

(1) 経営管理態勢の強化を図る

平成21年度から設置している常勤監事により経営管理態勢の強化を図り、協会業務の健全かつ適正な運営を確保するとともに、経営の透明性の構築に努める。

(2) コンプライアンスの遵守

コンプライアンス・プログラムの策定、実施、評価、公表を行う。

(3) 反社会的勢力への取組み

協会にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことであり、平成19年10月設置した「信用保証協会高知地区暴力団対策連絡協議会」など関係機関とも連携し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進する。

(4) 信用補完制度の変化に迅速に対処出来る電算システムの対応

平成21年6月基幹新システム稼動により、全国統一制度等への迅速な対応を図る。

4. 保証承諾等主要計画

平成22年度の保証承諾等の主要数値は、以下の通りです。

項 目	金 額	前年度実績見込比
保 証 承 諾	85,000百万円	92.7%
保証債務残高	174,000百万円	100.0%
代 位 弁 済	5,500百万円	133.1%
回 収	1,086百万円	98.7%